

議案第13号

日出町監査委員条例の一部改正について

日出町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日 提出

日出町長 本田博文

日出町監査委員条例の一部を改正する条例

日出町監査委員条例（昭和39年日出町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。